



第四次福生市子ども読書活動推進計画<概要版>



第四次計画(令和3年度～7年度)

計画の性格

- ◇子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づく『市町村子ども読書活動推進計画』
- ◇国の第四次『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』及び都の『第三次東京都子供読書活動推進計画』を基本に、計画を策定、推進
- ◇『福生市総合計画(第5期)』、『福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)』、『福生市教育振興基本計画第2次』、『福生市立図書館基本計画(改定)』等、関連計画との整合性を図り策定

取り巻く動き

【国の動き】

- 平成29年 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の公示(言葉による伝え合いの推進等)
- 平成29年・30年 学習指導要領の公示(言語能力の育成、学校図書館の計画的な利活用等)
- 平成30年 第四次『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』の策定(発達段階に応じた取組、読書への関心を高める取組の推進等)

【都の動き】

- 平成27年 『第三次東京都子供読書活動推進計画』を策定(不読率の更なる改善等)

【福生市の取組】

- 平成16年度に第一次計画を、平成22年度に第二次計画を、平成27年度に第三次計画を策定



国等の方針を反映

第三次計画(平成28年度～令和2年度)

【計画の目標】

- ◇家庭、地域、学校、図書館等における読書環境の充実
- ◇家庭、地域、学校、図書館等相互の連携・協力
- ◇子どもの読書の大切さを地域に発信

【推進事業】 84 事業

1. 乳幼児(未就学児)を対象とした取組(29 事業)
本に親しみ、豊かな心を育てるため、乳幼児に関わる地域施設や団体で連携
2. 小・中学生を対象とした取組(36 事業)
児童・生徒の読書への関心を高めるため、学校、図書館、地域施設や団体で連携
3. 青少年(ヤングアダルト)を対象とした取組(5事業)
青少年期の「読書離れ」、「活字離れ」の改善のため既存事業の充実
4. 特別な支援を必要とする子どもを対象とした取組(2事業)
読書をするのに少しの支援が必要な子どものため、地域施設や団体で連携
5. 人材育成のための取組(8事業)
子ども読書活動推進に関わる人の育成
6. 情報発信と啓発活動(4事業)
市内の読書活動に関する情報を家庭地域へ発信



成果を引き継ぎ、課題に対応

【策定手法】

- ◇第四次計画の策定に当たり、関係8課(健康課、子ども育成課、子ども家庭支援課、教育指導課、教育支援課、生涯学習推進課、公民館、図書館)の職員による「子ども読書活動推進計画策定委員会及び作業部会」を設置し、検討
- ◇第四次計画に向けてのアンケート調査を実施
 - ・読書活動推進に関するアンケート(市内の幼稚園・保育施設、小学校、中学校、高等学校、児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場)
 - ・子どもの読書に関するアンケート(市内幼稚園・保育施設に在園する市在住の4歳児保護者及び市立小学校に在学する2年生・5年生の各保護者、市立中学校に在学する2年生)
- ◇パブリックコメントを実施

【本計画の特徴】

- ◇読書活動における家庭、地域、学校等の役割を明らかにした上で、ライフステージ(乳幼児、小・中学生、青少年)別の取組のほか、特別な支援や配慮を必要とする子ども(障害のある子、外国語を母語とする子等)を対象とした取組を行うとともに、読書活動に関わる人材育成と情報発信・啓発活動を推進
- ◇思考力・判断力・表現力等、変化する社会状況において子どもに求められる能力の育成につながる取組を推進

【計画の目標】

- ◇発達段階に応じた取組による読書習慣の形成
- ◇家庭、地域、学校、図書館等の連携による読書環境の充実
- ◇読書の大切さへの理解促進、読書への関心の向上

【推進事業】 98 事業

1. 乳幼児(未就学児)を対象とした取組(31 事業)
本に親しみ、豊かな心が育つよう、子どもと本との触れ合いを支援
2. 小・中学生を対象とした取組(41 事業)
学校と図書館等が連携し、豊かな読書経験の機会の充実と課題解決を支援
3. 青少年(ヤングアダルト)を対象とした取組(9事業)
青少年の読書への関心を高め、読書習慣の形成と課題解決を支援
4. 特別な支援や配慮を必要とする子どもを対象とした取組(4事業)
関係機関が連携し、配慮が必要な子どもを支援
5. 人材育成のための取組(9事業)
ボランティアの育成や、司書などの専門的な知識・技能を持った人材の知識向上を目的とした研修の実施
6. 情報発信と啓発活動(4事業)
読書や図書館への関心を高め、読む本の幅を広げるきっかけとなるよう情報発信と啓発活動を実施